

国立大学法人三重大学 中期計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(教育全体の目標を達成するためにとるべき措置については、以下に記載した教育に関する目標及びそれを達成するための措置のすべてが対応するので、この措置欄は概略的記述とする。以下、研究、社会貢献に関する全体の目標についても同様の扱いとする。)

(教養教育)

本学は、4年間または6年間一貫の全学的な共通教育として、統合教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目という特色ある構成によって、教養教育を進めている。このような共通教育のカリキュラムと教育方法の改善を通して、「感じる力」「考える力」「生きる力」とその基盤となるコミュニケーション力を重視した豊かな教養と学問の基礎的素養を培う。

(学部専門教育)

学部専門教育では、全学共通教育と連携しながら、学習・研究の基本となる「感じる力」「考える力」「生きる力」およびコミュニケーション力の育成を重視し、人文・教育・医学・工学・生物資源の各専門分野の知識・技能の確実な修得を図る。

(大学院教育)

大学院教育では、学際性や総合性に関わらず専門的研究を通して、各専門分野の研究の発展に貢献できる研究能力を培うとともに、地域・国際社会のニーズに対応できる高度専門職業人を育成する。

(1) 教育の成果等に関する目標を達成するための措置

(教育成果の検証)

- 1 教育成果の基礎評価として、単位修得状況、進級・卒業状況、資格取得状況、学位取得状況、進路・就職状況などについて点検評価を行い、その向上に努める。
- 2 「感じる力」の中核を問題発見力、「考える力」の中核を主体的・批判的・論理的思考力、「生きる力」の中核を実践的問題解決能力ととらえるなど、本学独自の修学達成度評価方法を作成し、教育成果の検証を進める。
- 3 本学が提供する教育に対する学生の満足度および学生を受け入れる社会の評価を測定する方法を工夫し、経年的に調査する。その他、可能などころでは、JABEEなどの国際標準や内外の他大学との比較などを通して、本学の教育水準を検証する。
- 4 教育成果の検証に基づき、必要に応じて教育カリキュラムや教育指導方法等を改善する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための具体的方策

(①アドミッション・ポリシー)

- 1 入学者選抜方法の改善に不断の努力を払い、多様な入学者選抜方法(AO、推薦、面接、社会人入学等)を拡充するとともに、入試関連業務の効率化を図る。
- 2 高校側・受験生との意見交換を促進し、アドミッションポリシーの社会人・留学生を含めた全受験生への周知に努める。
- 3 入学者の追跡調査を行い、各種選抜方法の評価を行う。

(②教養教育・学部専門教育カリキュラム)

- 1 国語力、実践外国語力、情報受発信力、発表・討論・対話力等を修得するカリキュラムにより、コミュニケーション力を涵養する。
- 2 豊かな感性と気づき、高い倫理性、強いモチベーションと学ぶ喜び等を育むカリキュラムにより感じる力を涵養する。
- 3 課題探求力、科学的推論力、クリティカルシンキング力等を修得するカリキュラムにより、考える力を涵養する。
- 4 主体的学習力、実践力、問題解決力、専門的知識・技術、心身の健康、社会人としての態度、協調性、指導力等を修得するカリキュラムにより、生きる力を涵養する。
- 5 人間とその文化・社会・環境の理解を深めるとともに、地域の特色を生かし、地域社会に貢献しようという意識を育てるようなカリキュラムを工夫する。
- 6 国際性を生かしたカリキュラムを工夫する。
- 7 専門教育と平行して全学年を通じて教養教育を履修できるシステムを検討する。
- 8 学生の習熟度に配慮したカリキュラムを検討する。

(③大学院教育カリキュラム)

- 1 広い視野をもつ研究者・高度専門職業人育成のために講座・研究科の枠を越えた学際的カリキュラムや共同研究を拡充する。
- 2 地域・国際社会で活躍できる研究者・高度専門職業人育成のために地域性や国際性に配慮したカリキュラムを拡充する。
- 3 教育者や社会人として望まれる資質を涵養するために、専門的学問領域の高度な知識・技術の修得に加えて、教育等の大学諸活動への参画を求める。

(④教育指導方法)

- 1 プレゼンテーション型授業やeラーニング等、コミュニケーション力の涵養に効果的な指導方法を工夫する。
- 2 現場体験授業等、感じる力の涵養に効果的な指導方法を工夫する。
- 3 少人数課題探求型授業等、考える力の涵養に効果的な指導方法を工夫する。
- 4 学生の主体的学習支援、実践的授業や自学自習問題解決型授業など、生きる力の涵養に効果的な指導・支援方法を工夫する。
- 5 地域や海外での実習等、地域・国際的教育環境を充実する。
- 6 有効に活用できるシラバスの作成とその電子化を進める。

(⑤成績評価)

- 1 コミュニケーション力、感じる力、考える力、生きる力が、より適正に評価される成績評価方法を工夫する。
- 2 形成的評価やGPA制度等、学生にモチベーションを与える成績評価方法の導入を検討する。
- 3 学生と学部とのニーズに配慮しながら、外国語のコミュニケーション力や基礎学力等を、共通テスト・外部の検定試験等の統一的基準により測定する。
- 4 学位審査は原則として公開とし、外部審査員による審査等も考慮した厳正な審査に努める。

(⑥教育活動評価と指導方法の改善)

- 1 学生による授業評価等、学生の建設的意見を迅速に教育の改善に反映させるシステムを確立する。
- 2 教育目標達成のための新しい教育方法・教材の開発に努める。
- 3 教養・専門教育を通じてさまざまな観点から教育活動を評価し、成果の見られた教育職員を表彰するなど、教育職員の意欲の向上を目指す。
- 4 教育職員の教育能力や意識の向上のために全学的にFDを実施する。
- 5 国際標準を満たすカリキュラム・教育法の導入を検討する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための具体的方策

(①教育実施体制)

- 1 全学共通の教養教育を共通教育として、全教育職員の出勤体制によって提供するとともに、専門教育や資格科目等の受講についても他学部学生への開放に努める。
- 2 共通・専門教育担当教育職員間の十分な調整のもとに、共通・専門教育の一貫したカリキュラムと成績評価基準等の整備に努める。
- 3 全学的な教育方法の研究開発と推進を行うセンター、共通教育の企画・運営・改善を行うセンターを設置する。
- 4 創意に溢れた重点化教育プロジェクトを選び、全学的な実施に向けて組織的に取り組む。(三重大学教育GP)
- 5 チューター制・オフィスアワー制の導入など、学生の学習支援や生活指導の充実を図る。
- 6 学生の社会活動、ボランティア活動、課外活動等に対して適切な支援と指導に務める。

(②教育連携)

- 1 連合大学間、国内大学間、放送大学間、海外大学間で教育の連携、単位互換を促進する。
- 2 みえ連合大学センター等の大学間連合の活動に積極的に関わる。
- 3 高校との教育連携を推進する。

(③学術情報基盤)

- 1 情報基盤に関する組織・人事体制の改善、効率的な予算執行、外部資金の獲得等、運営・管理のための基盤環境整備に取り組む。
- 2 学術研究情報を一元的に集積・管理できるデータベースを整備し、学内外へ発信する等のサービスにより、教育・研究活動への支援を強化する。
- 3 電子情報サービスの充実、電子ジャーナル、データベース、e-BOOKなどの整備に努めるとともに、デジタルアーカイブを活用し、図書館機能の新たな開発と情報リテラシー教育の充実強化を図る。
- 4 地域の学術情報の拠点として、地域住民に快適で機能的な教育・学習の場を提供するとともに、双方向の情報連携を強化する。
- 5 APAN (エイパン) 国際会議への積極的参加を核として、アジアパシフィックの学術情報拠点の1つとなることを目指す。

- 6 セキュリティーに配慮した高度で堅牢なIT・ネットワーク環境を整備する。
- 7 学生の教育・学習支援のために学生用図書の実質を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための具体的方策

(①学生支援)

- 1 修学、就職、生活、健康支援を総合的に行うセンターを設置するとともに、部局との連携のもとにきめの細かい支援に努める。
- 2 修学や学生生活全般にわたる相談体制の充実を図る。
- 3 カウンセラーを配置するなど学生の心の健康相談を行うカウンセリングシステムを充実する。
- 4 感染症、事故、訴訟、セクハラなどの対策のため、学生の安全・危機管理体制や保険制度等を整備する。
- 5 入学金・授業料免除、奨学制度等の現状を調査し、学生に対する経済的支援の在り方を見直す。
- 6 インターンシップの拡充などによってキャリア教育を促進するとともに、就職情報室の充実や就職相談体制の強化を図る。

2 研究に関する目標を達成するための措置

○ (研究全体の目標達成のための措置)

各部局並びに各研究単位において、研究推進に関する計画・実行・評価・改善のサイクルを徹底させる。

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(①研究成果の目標)

- 1 国内外の大学と比較した三重大学の研究水準及び位置づけを検証する。
- 2 研究成果の社会への貢献度や社会からの評価等から、三重大学の研究成果を検証する。
- 3 独自性の観点から三重大学が誇れる研究テーマの掘り起こしを行う

(②研究成果の社会への還元)

- 1 研究面から地域社会連携を推進する全学的な機構を整備する。
- 2 三重、伊勢湾、紀伊半島等の地域の諸問題をテーマにした学際的研究を推進する。
- 3 地方自治体の地域振興プロジェクトや民間企業との地域性を生かした共同研究事業を積極的に推進する。
- 4 利益相反に配慮しつつ、企業の新規事業開拓や大学発ベンチャー起業を総合的に支援する。
- 5 三重TLO等とも共同して地域産業への学術的知的成果や技術移転を促進する。
- 6 ホームページによる研究成果や社会貢献に関する情報の公開を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(①戦略的研究体制)

- 1 学長主導の人事・財政・研究環境支援システムを確立し、戦略的な研究支援を可能にする。
 - 1-1 三重大学を代表する研究課題を採択し、期限を限って特段の優遇支援を行う。
(三重大学COE)
 - 1-2 地域性、国際性、独自性、学際性等から採択された将来性のあるプロジェクトに対し、期限を限って支援を行う。
 - 1-3 研究業績評価を行い、優れた研究者・研究グループに対する優遇措置を推進する。
- 2 特色ある文理融合型独立大学院や大学院独立専攻科等の設立に努力する。
- 3 研究設備の全学的効率的利用を図り、研究支援を行うセンターの機能を充実する。

(②知的財産)

- 1 研究者から創出される研究成果の特許化を奨励し、知的財産として管理・活用する機構を整備する。
- 2 知的財産管理者の育成に努める。
- 3 成功報酬制度等の検討を含め、特許取得を教育職員活動評価の重要な項目と位置づける。

(③学際的研究)

- 1 講座・学部・研究科を超えた学際的共同研究を全学的に奨励する。
- 2 国内大学間の共同研究を奨励するとともに、連携大学間の共同研究を重点的に推進する。
- 3 三重大学の研究の特色を生かした国際的な共同研究を推進する。
- 4 地域公共団体や地域企業との共同研究を推進する。

(④研究活動評価)

- 1 社会に開かれた教育職員活動評価システムの一環として、研究活動評価を実施する。

- 2 競争的研究資金の獲得や学会賞等の受賞等、優れた実績のある研究者・技術者等の優遇措置を検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携に関する目標を達成するための措置

○ (社会貢献全体の目標達成のための措置)

各部局において、社会貢献推進に関する計画・実行・評価・改善のサイクルを徹底させる。

(①知の支援)

- 1 市民に対する知の支援の窓口（サテライト）を広げる。
- 2 三重大学出版会や地域放送局等の地域メディアを積極的に活用する。
- 3 公開講座や公開授業、科目等履修生など地域住民が参画できる教育活動を充実し、継続する。
- 4 キャリアアップ教育に貢献する。
- 5 大学が保有する学術資料を公開・展示したり、それらに基づいたシンポジウム等を毎年開催する。
- 6 地域の図書館等、情報関連機関やNPOなど外部団体に対して、情報サービス体制の向上を図り、大学の知的情報を提供する。

(②産学官民連携の強化)

- 1 官公庁や民間企業の各種事業に専門的立場から積極的に協力する。
- 2 地方公共団体との相互友好協力協定を締結し、地域の特性を活かした総合的な連携を深める。
- 3 地域住民と一体となった共同研究、文化活動、NPO活動等を奨励する。

(2) 国際交流に関する目標を達成するための措置

(①国際戦略)

- 1 国際交流活動を支援する全学センター組織を設置し、学内国際交流の一括管理体制を整える。
- 2 産学官民の地域圏連携を基盤とした国際交流の展開を試みる。
- 3 人と自然の調和・共生をテーマにアジアパシフィック地域における国際セミナーを軸に戦略的国際交流の充実を図る。
- 4 三重大学の国際競争力強化に資する教育・研究・運営手法等を海外から学ぶ。

(②学内国際化)

- 1 海外からの留学生・研究者と学生・教育職員との交流を深める。
- 2 学生・留学生の共通授業としての英語による国際共通カリキュラム等により授業の国際化に努める。
- 3 インターネット、遠隔授業等により海外大学との授業交流を試みる。
- 4 テレビ会議システムなどを用いて、学生、教育職員の積極的な国際交流活動への参画を促す。
- 5 国際インターンシップの整備に努める。

(③外国人受け入れ)

- 1 留学生・在留研究者受け入れの基本方針を定め、受け入れ環境・支援体制の整備に努める。
- 2 短期留学プログラム等、留学生教育を充実する。

(④国際貢献)

- 1 国際援助事業や国際教育プログラムによる途上国支援に努める。
- 2 国際的諸課題を解決するための国際協力に参画する。

(⑤基金)

- 1 国際交流基金の募金活動を行う。
- 2 大学の国際交流方針に沿った戦略的な基金配分を行う。

(⑥地域国際交流支援)

- 1 地域の国際交流活動やネットワークへの参画を奨励する。
- 2 大学の国際交流に関する情報をホームページなどで地域へ発信する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(①診療)

- 1 診療科の再編による医療サービスの向上を図る。
- 2 高度先進医療を推進する。
- 3 療養環境を整備・改善する。
- 4 患者様の声を反映させるシステムを作る。

(②人材)

- 1 教育職員のすべてに業績評価と任期制を導入する。
- 2 教育職員以外の職員について管理職の公募制、任期制を検討する。
- 3 診療科長・部長に教授だけでなく、助教授及び講師からも登用する。
- 4 事務系職員の専門職化を推進し、部門の責任者に据える。
- 5 看護職員の安定的充足を実現する。

(③教育)

(医学科卒前臨床実習)

- 1 医学・医療教育開発推進センターにおいて、コアカリキュラムと選択制カリキュラムを開発し、個性ある三重大学独自の臨床実習を行う。
- 2 僻地・遠隔地や診療所等におけるプライマリーケア実習を導入する。

(看護学科卒前臨床実習)

- 1 医学・医療教育開発推進センターにおいて、個性ある独自の実習カリキュラムを開発し、実りある看護臨床実習を行う。

(医師卒後臨床研修)

- 1 卒後臨床研修部のリーダーシップのもとで三重県内の医療機関と連携し、特色ある三重大学方式(MMC)卒後初期臨床研修カリキュラムを作成し、充実した卒後臨床研修を行う。
- 2 MMC卒後臨床研修を実行し、三重県の地域医療に貢献する医師を育成するために、附属病院が中心になって、三重県、医師会、県内医療機関と共に卒後臨床研修センター(仮称)の設立を検討する。
- 3 県内の関連医療機関と連携し、救急医療、地域医療、プライマリーケア研修を積極的に導入する。
- 4 研修医の研修環境を整備する。(研修室、図書の整備など)
- 5 研修医受け入れに数値目標を立てて努力する。

(専門医研修)

- 1 各学会認定の専門医及び指導医による指導体制を確立し、卒後臨床研修必修化後の専門医養成コースを設ける。
- 2 各専門分野の研修指定医療機関としての認定を積極的に取得する。

(コ・メディカル教育)

- 1 卒後臨床研修部が、看護部、薬剤部、医療技術部(仮称:各種医療技術職の統括組織)と協力して、コ・メディカルスタッフの卒後教育・能力開発カリキュラムを作成し実践する。

(④研究)

(先端医療の推進と開発)

- 1 先端医療、探索的医療を推進する。
- 2 トランスレーショナルリサーチの実施を推進するためのセンターの設置を検討する。

(臨床研究)

- 1 患者様を対象とした臨床研究を実施するにあたり、その品質を保証するために臨床研究開発センターに先端医療を研究開発する部門を設置する。

(共同研究の推進)

- 1 産学官民との連携により、臨床研究開発センターで開発された研究成果を医療産業界などに積極的に還元し、産学連携臨床研究を推進する。(三重県メディカルバレー構想の推進)

(院内における臨床治験)

- 1 治験管理センターを整備・発展させる。
- 2 医師主導の臨床治験実施を検討する。

(地域を網羅した地域圏臨床治験ネットワークの整備)

- 1 三重県内の関連医療施設が連携し、大規模臨床研究・治験の実施推進母体となる三重治験ネットワークを構築する。
- 2 治験管理センターが中心となり、ネットワーク構成医療施設の治験推進を支援する。

(⑤社会貢献)

- 1 救急救命医療を整備・推進する。
- 2 医療の地域連携を推進する。
- 3 地域医療の担い手(特に医師、看護師)を育成する。
- 4 地域の医療職のための生涯教育プログラムを作成する。

(⑥国際化)

- 1 発展途上国からの医師、看護師等の研修受け入れを推進し、医療指導スタッフを派遣する。
- 2 先端医療と医学研究の国際協力を推進する。

(⑦説明責任)

- 1 診療内容、組織、経営内容など情報公開を推進する。
- 2 病院機能評価を受ける。(再掲)

(⑧経営・管理・組織)

- 1 病院長の権限を強化し、意志決定と行動が可能な病院運営組織を構築する。
- 2 医学部と附属病院の機能と組織を明確にし、附属病院診療科・部と医学部講座の組織・機能を分離する。
- 3 経営や人事に外部の専門家を登用する。

(⑨安全・危機管理・暴力・法務対策)

- 1 安全管理室、感染対策チーム、災害、テロ、犯罪の対策チームを確立し、専任職員を配置する。
- 2 暴力や脅迫、訴訟などに対応できる法務部門を整備する。

(⑩効率化・合理化)

- 1 経営・業務・人事に関して、監査法人や経営コンサルタントの評価を受け、合理化・効率化に反映させる。

(⑪診療・教育・研究環境基盤)

- 1 利用者による評価システムを設ける。
- 2 病院運営に外部委員を加える。
- 3 ボランティア導入を推進する。

(⑫経営資源)

- 1 経営面から人材と資金の配置・配分を見直す。
- 2 企業や自治体との共同事業を推進し、外部資金導入を図る。

(⑬再開発)

- 1 老朽化・狭隘化した附属病院入院棟の新築・増築を検討する。
- 2 患者療養環境改善と医療サービス向上を実現するため、既存施設の見直しと改修を検討する。

(4) 附属学校園に関する目標を達成するための措置

- 1 各学校園が特色を持ち、多様な教育の中で、児童・生徒を育成する。
- 2 附属学校園の教育理念や目標を見直し教育の充実を一層図るとともに、異校種間の連携・交流をさらに発展させる。
- 3 学部や附属学校園の研究の課題や計画に基づいて、両者が連携した研究プロジェクトを推進する。
- 4 学部との連携を強め、教育職員養成カリキュラムに対応する教育実習・教育実地研究の場としての充実を図る。
- 5 附属学校園の目的・目標に基づいて入学者選抜の方法を工夫する。
- 6 教育委員会との連携の下に、公立学校や幼稚園との人事交流による体系的な研修システムの一層の整備・充実を図る。
- 7 現職教育職員の研修の場として、短期的研修や公開研究会等を充実させる。
- 8 学校評議員制度の充実、ホームページの充実を図るなど、地域社会に開かれた教育と学校運営を進展させる。
- 9 適切な人材の確保と配置を進めるとともに、公務や委員会の整備、事務の効率化など効果的かつ適切な学校運営を促進する。
- 10 警備員の配置、安全管理マニュアル等の整備、実地訓練の実施など、安全管理体制の充実を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(①機動的・戦略的運営)

- 1 全学的見地からの機動的・戦略的運営を可能とする学長のリーダーシップ体制を確立する。
- 2 理事の所管部門毎に機構を設け、機動的・戦略的な機構運営体制を確立する。

- 3 学部長・研究科長を中心の機動的な運営体制を確立して、全学的な中期目標・中期計画の達成可能な仕組みを確立する。
- 4 教育職員と一般職員の協調的運営体制の確立を図るために、全員参加の目標チャレンジ活動を全学的に展開する。
- 5 学外の有識者・専門家を経営協議会委員等に登用して、効率的な運営体制の実現に努める。
- 6 社会の環境・ニーズ及び三重大の位置づけ・競争優位性等を分析抽出して、戦略的運営を推進する。
- 7 内外の優秀な大学・企業からベストプラクティスを学ぶとともに、学内の知識資産を共有化し相互に活用できるナレッジマネジメント体制の整備に努める。
- 8 内部監査機能を充実する等、適切な意志決定に繋がる総合的リスクマネジメント体制の整備に努める。
- 9 管理的立場の職員を中心に、経営・管理に関する能力開発研修を行う。
- 10 近隣国立大学間の連携・協力により、業務運営の効率化・改善に資する合同の研修・検討を行うよう努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

(①組織の見直し)

- 1 大学の戦略実現のために、一定期間毎に社会のニーズの変化や各部署の活動等を評価し、活動成果が上がるよう組織のあり方を見直す。
- 2 全学組織の活性化のために、近隣の大学・大学院との連携・連合を視野に入れた諸活動を行う。

3 職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(①教育職員人事)

- 1 国内外から広く人材を公募し、教育、研究、運営能力等を多面的に評価し採用する。
- 2 卓越した人材の活動が維持できる研究教育環境の提供に努める。
- 3 女性教育職員・外国人教育職員の増加に努める。
- 4 任期制や公募制等により人事の硬直化の防止に努める。

(②一般職員人事)

- 1 高度な専門技術に対応できるよう専門職を配置する。
- 2 一般職員の能力や目標達成度等を加味した人事評価制度を導入する。
- 3 一般職員の専門性や職能を高めるための研修の機会を増やす。
- 4 他の教育研究機関との人事交流の促進に努める。

(③職員評価制度)

- 1 教育、研究、社会貢献、管理運営等多面的な観点から、社会に開かれた教育職員活動評価を行う。
- 2 自己の挑戦的目標を定め、その達成への取り組みを討論し自己評価する目標チャレンジ活動を行う。
- 3 優れた職員を表彰するとともに、大学が求める最低限の活動基準を達成できない教育職員へ指導・勧告・処分を行う。
- 4 職員の昇任・再任の基準を明確にし、選択された戦略的部署の教育職員には実績評価にもとづく任期制を導入する。

(④人員・人件費管理)

- 1 限られた資源の中で最大効果を目指した全学的人員配置・人件費管理計画を策定する。
- 2 併任・兼業、非常勤講師、再雇用等、多様な雇用形態の適正な運用に努める。
- 3 ボランティア、OB、学生等に大学の諸活動への参画を求める。

- 1 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

(①業務の効率化・合理化)

- 1 限られた資源の中で大学法人としての機能が最大となるように事務機構全体の効率的な再編・合理化・一元化に努める。
- 2 全部署について費用対効果をみながら外部委託等の是非を検討し、徹底した業務の簡素化・効率化を図る。
- 3 事務処理規定を見直す等、事務手続きの簡素化に努める。
- 4 全部署のIT化を進め、全職員のIT機器使用を促進するとともに、会議関係の連絡、広報誌、事務処理等のペーパーレス化を進める。
- 5 電子事務局構想の一環として事務情報のデータベース化を進める。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(①外部研究資金)

- 1 全教育職員の競争的研究費獲得努力を促し、組織的な支援体制の整備に努める。
- 2 企業や地方自治体との共同研究・受託研究等を促進するとともに奨学寄付金等の外部研究資金の確保に努める。

(②自己収入)

- 1 広く社会からの支援を得るために全学的な大学後援会を組織する。
- 2 自律的な自己収入確保の拡大策や事業の開拓案について検討する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(①経費節減)

- 1 全職員の参加による目標チャレンジ活動等により経費節減に取り組む。
- 2 事務処理等の効率化による経費節減のためにIT化を促進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(①資産の運用管理)

- 1 資産の一時貸付け等による自己収入増を促進する措置を検討する。
- 2 施設・設備利用の受益者負担システムを確立する。
- 3 施設・設備維持管理の一元的効率的運用を図る。
- 4 新たな整備手法等（PFⅠ事業等）の導入を検討する。
- 5 施設設備発注業務の簡素化・合理化に資する仕組みの導入を図る。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(①大学評価の充実)

- 1 自己点検評価の結果が改善・改革に結びつくように、計画-実行-評価-改善（Plan -Do - Check - Act）のマネジメントサイクルが全部署で回るシステムを確立する。
- 2 各種外部評価を積極的に受け、その結果をホームページなどで公開する。
- 3 外部評価、自己点検評価活動等の基盤となる大学諸活動のデータベースを整備する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(①説明責任)

- 1 マスメディア、ホームページ等を活用して、大学の戦略的広報活動を展開し、全国にアピールする。
- 2 プライバシーや知的財産に関わることを除いて、大学の諸活動の情報公開を積極的に促進する。
- 3 保護者や地域住民と大学とのコミュニケーションを通じた大学広報活動に取り組む。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

(①キャンパス環境)

- 1 人と自然との調和・共生及びユニバーサルデザインに配慮したキャンパス整備計画を立案する。
- 2 学生・職員の参加によるキャンパス環境改善活動を推進する。
- 3 環境に関する国際標準化機構の認証取得に努める。

(②基幹的施設整備)

- 1 基幹的施設・設備等の老朽度・効率性・安全性等を点検・調査し、必要に応じた整備及び改良に努める。
- 2 大学の基本的活動の遂行や災害時等の急激的対応に支障の無いよう、ライフライン（情報ネットワーク・電気・給水・ガス・防災等関連施設）の整備及び維持管理に努める。

(③施設マネジメント)

- 1 全学的な施設マネジメント組織を編成し、強力なトップマネジメント体制を確立する。
- 2 資産の延命化と有効活用に必要な予防保全（プリメンテナンス）の推進に努める。
- 3 施設・設備の利用状況評価等をデータベース化し、適正な教育・研究スペースの配分及び有効活用を努める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

(①安全・危機管理)

- 1 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理及び危機管理マニュアル等の整備とチェック体制を整備する。
- 2 安全・危機管理の啓発のために学生、職員に対する安全教育及び研修等を実施する。
- 3 責任者（有資格者）の適正な配置に努め、資格取得を奨励する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 31億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

医学部附属病院の施設・設備に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財源
・ポジトロンカメラシステム	総額 803	施設整備費補助金 (358)
・小規模改修		国立大学財務・ 経営センター施設費交付金 ()
・災害復旧工事		船舶建造費補助金 ()
		長期借入金 (445)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している
なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2 人事に関する計画

○ 教育職員人事について

(1) 任期制の活用

- ・任期制や公募制等により人事の硬直化の防止に努める。

(2) 雇用方針

- ・国内外から広く人材を公募し、教育、研究、運営能力等を多面的に評価し採用する。
- ・女性教育職員・外国人教育職員の増加に努める。
- ・卓越した人材の活動が維持できる研究教育環境の提供に努める。

(3) 職員評価制度の導入

- ・教育、研究、社会貢献、管理運営等多面的な観点から、社会に開かれた教育職員活動評価を行う。
- ・自己の挑戦的目標を定め、その達成への取り組みを討論し自己評価する目標チャレンジ活動を行う。
- ・優れた職員を表彰するとともに、大学が求める最低限の活動基準を達成できない教育職員へ指導・勧告・処分を行う。
- ・職員の昇任・再任の基準を明確にし、選択された戦略的部署の教育職員には実績評価にもとづく任期制を導入する。

○ 職員人事について

(1) 雇用方針

- ・高度な専門技術に対応できるよう専門職を配置する。

(2) 人材育成方針

- ・一般職員の専門性や職能を高めるための研修の機会を増やす。

(3) 人事交流方針

- ・他の教育研究機関との人事交流の促進に努める。

○ 人員・人件費について

- ・限られた資源の中で最大効果を目指した全学的人員配置・人件費管理計画を策定する。
- ・併任・兼業、非常勤講師、再雇用等、多様な雇用形態の適正な運用に努める。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 95, 124百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(PFI事業) 計画はない。

(長期借入金)

(単位:百万円)

年度 財源	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間小計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還金	551	560	618	627	627	627	3,610	4,891	8,501

(リース資産) 計画はない。

4 施設・設備に関する災害復旧に係る計画

災害により被災した施設の復旧整備をすみやかに行う。